

第4期 常総市地域福祉計画

常総市成年後見制度利用促進基本計画

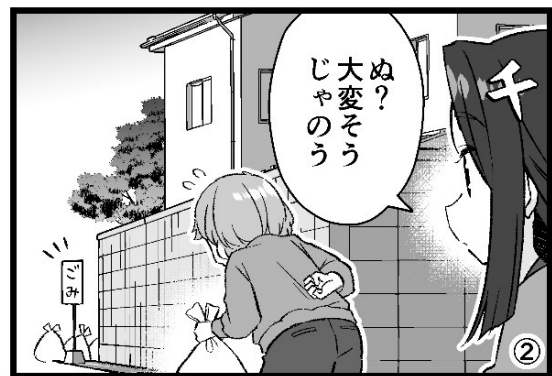
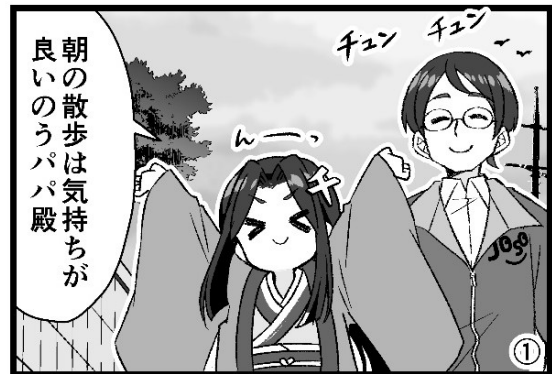
常総市再犯防止推進計画



令和7年3月
常総市

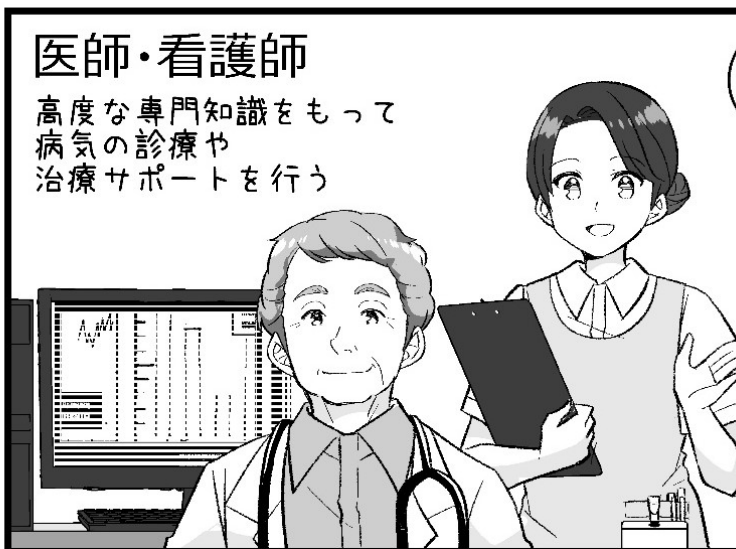
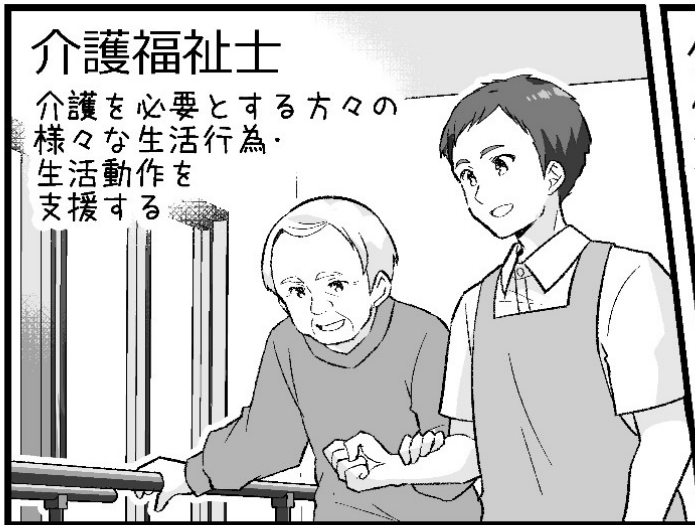
概要版

地域福祉ってなんだろう？



福祉のお仕事紹介

福祉に関わるお仕事の一部を紹介します



計画の概要 ～地域福祉を考えてみよう～

1. 計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定するもので、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、本市の福祉分野の上位計画として、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

本計画は、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、令和 7 (2025)年度から令和 10(2028)年度までの 4 年間を計画期間として、基本理念と方針、施策展開の方向性を示す計画となります。



2. 第 4 期常総市地域福祉計画における課題

■課題－ 1 日常生活における支援の充実

少子化、高齢化が進む中で、日常生活を支えるサービスのニーズが多くなっており、住み慣れた地域で暮らせるよう日常生活における支援を充実させる必要があります。

■課題－ 2 適切な支援につなげる情報発信

地域コミュニティや家族構成等が変化する中で、関係機関が連携し重層的に支援することが必要であり、福祉サービスに関する情報発信の強化、相談・支援体制の充実が重要です。

■課題－ 3 地域における福祉の担い手づくり

地域住民同士の交流機会を創出し、活動する主体の連携・協働や、将来の担い手となる世代の参加を促進することが必要です。

■課題－ 4 地域のたすけあい意識の醸成

自助・互助・共助・公助といった助け合い意識の醸成に取り組み、誰もが住み慣れた地域で暮らせる支援体制をつくる必要があります。

■課題－ 5 多様な社会や地域とつながる機会の創出

子どもや子育てを巡る課題、虐待、孤立、ひきこもり、ヤングケアラーなど新たな課題などが顕在化しています。また、罪や非行を犯した者などに対する更生保護、自殺予防に対する取組なども求められています。さらに、本市では、外国籍住民との交流も重要となっており、異なる文化を超えて社会や地域とつながる機会の創出を進める必要があります。

■課題－ 6 安全・安心な生活環境の創出

安全・安心な生活環境づくりに向け、地域において、要支援者や子ども・独居高齢者などが互いに支え合いつながることが求められています。

1. 第4期常総市地域福祉計画の基本理念

第4期常総市地域福祉計画では、人口減少や高齢化などの社会環境の変化や、支援を必要とする人が持つ課題の多様化・複雑化が進んでいることを踏まえ、支援を必要とする人が、尊厳と自主性を持ち、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、「市民、地域・団体、行政」が役割を持った、福祉のまちづくりを目指します。

みんなの参加でしあわせをつくるまち
～ 小さな関わり合いから創る共生のまち じょうそう ～



2. 計画の基本方針

■基本方針－1 たよりになる福祉のまち ➤ 適切な支援体制づくり

福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう、福祉サービスの情報発信の強化、相談支援体制の整備を充実させます。また、福祉課題が多様化・複雑化する中で、適切な支援を行えるよう、情報の共有化や情報技術の活用を推進します。

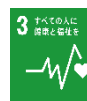
■基本方針－2 たすけあう福祉のまち ➤ 関係機関との連携強化

人口減少や高齢化が進む中で、地域福祉における助け合い意識の醸成を図るとともに、福祉の担い手の確保や福祉サービスに携わる関係機関や団体との連携を促進し、地域共生社会の実現に向けた環境整備を進めます。

■基本方針－3 たよう（多様）な福祉のまち ➤ 誰もが住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

全ての人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、それぞれの人が持つ課題に寄り添った福祉環境づくりに取り組みます。また、自然災害や犯罪被害に対し、安全で安心して暮らせる環境づくりを目指します。

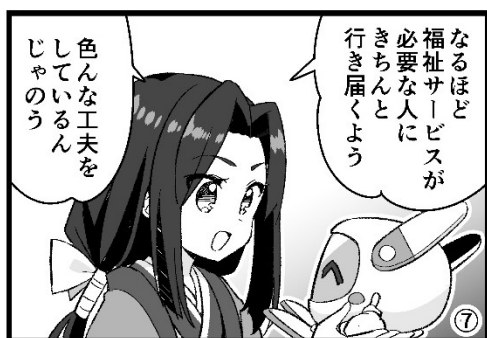
■基本方針－１ たよりになる福祉のまち ➤ 適切な支援体制づくり



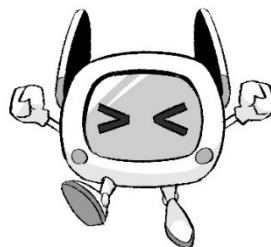
～千ちゃん SNSで市の福祉サービスを知る～



※AIロボットはフィクションです



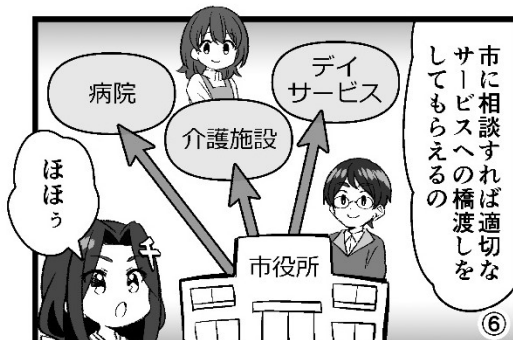
施 策		内 容
◆施策１－１ 必要なときに相談できる体制の 充実	①相談・支援体制の整備	○庁内関係課における相談・支援体制のさらなる充 実を図るとともに、必要な情報の共有化を図る体 制の整備を充実させます。
	①自殺防止に対する支援	○一人で悩まず相談することの大切さ、ストレスや 不安との向き合い方などに対する理解を醸成す るため、自殺予防週間を活用した周知活動や、世 代や環境に応じたＳＯＳの出し方を啓発します。
◆施策１－２ いのちを守る体制づくり	②こころの健康づくり の支援	○病気や家庭の問題等についての相談・支援体制の 充実を図るとともに、うつ予防などに対する周知 を行います。
	③孤立防止に向けた取 組の強化	○学校や職場、地域などと連携し、声掛けや交流機 会の創出に対する支援、地域における居場所づく り等に取り組みます。
	④相談・支援体制の整備	○自殺や悩みを抱える人を支援する人材の育成、地 域におけるネットワークづくりを推進し、自殺予 防に向けた包括的な相談支援体制の構築を進め ます。
	①権利擁護に対する情 報提供	○成年後見制度に関する情報提供や普及啓発、成年 後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。
◆施策１－３ 暮らしと尊厳を守る体制づくり (成年後見制度利用促進計画)	②権利擁護に対する総 合的な支援	○保健・医療・福祉の専門職による認知症予防や悪 化防止の支援を行うほか、権利擁護を含めた総合 的な支援を行います。
	③成年後見制度利用の 環境整備	○関係機関との連携を強化し、安心して制度を利用 できる環境を整えます。
	④後見人支援制度の構築	○地域連携ネットワークの構築、地域包括ケアシス テムなどの既存ネットワークを活用しながら、後 見人支援に取り組みます。
	①情報発信の充実	○広報紙やホームページなどによる情報提供、福祉 情報のパンフレットの配置等、多様な方法による 効果的な情報提供を推進します。
◆施策１－４ 情報提供の充実	②相談体制の充実	○福祉・介護・保健等の市民福祉担当窓口が連携し、 相談者のニーズに即した迅速な対応に努めます。 ○各地区の民生委員・児童委員等が活動しやすい状 況を作るほか、広報等によりその存在を広くアピ ールします。
	①庁内における福祉情 報の共有	○庁内関係課において、必要な情報の共有を推進 し、高齢者、障がい者、子ども・子育て等の福祉 サービスを総合的に提供する体制を強化します。
◆施策１－５ デジタル技術を活用した福祉情 報の共有の推進	①庁内における福祉情 報の共有	○庁内関係課において、必要な情報の共有を推進 し、高齢者、障がい者、子ども・子育て等の福祉 サービスを総合的に提供する体制を強化します。

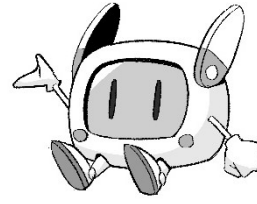


■基本方針－２ たすけあう福祉のまち ➤ 関係機関との連携強化



～千ちゃん 助け合い意識の大切さを知る～





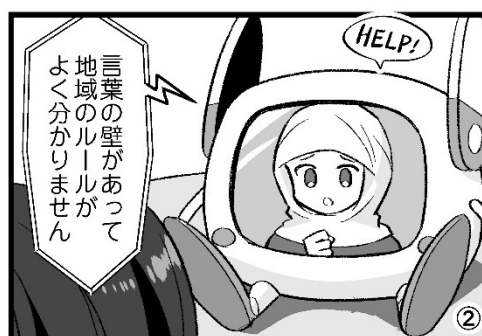
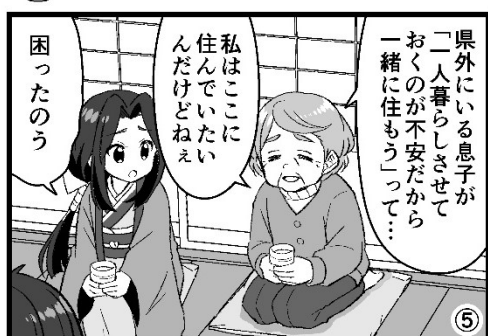
施 策		内 容
◆施策２－１ 交流機会や活動の場づくりを通じた地域活動への参加促進	①地域における交流機会創出に対する支援	○教育施設と地域との交流、世代間交流等、地域における多様な交流の取組を支援します。
◆施策２－２ 地域における福祉の担い手の育成	①地域福祉の担い手確保に対する支援	○民生委員・児童委員、介護予防推進員等の福祉人材を確保するため、活動内容等の周知に取り組みます。
	②社会福祉協議会との連携による人材確保の推進	○地域福祉活動の担い手である社会福祉協議会等との連携を強化します。
◆施策２－３ 複雑化する福祉課題への対応力の強化	①福祉を担う組織間の連携強化	○地域自立支援協議会の活用を推進するとともに、組織同士の意思疎通の強化を図ります。
	②支援体制の整備	○子ども、高齢者、障がい者等、異なる福祉ニーズに対応するため、重層的に支援できる体制づくりを進めます。
◆施策２－４ 地域福祉を担う団体への支援と、専門的人材の確保	①福祉活動を行う団体等との連携強化	○市民に対する活動の周知を支援するほか、団体同士の連携強化に対する支援を行います。
	②ボランティア活動の体験機会の提供	○社会福祉協議会と連携しながら、市民に向けた広報活動の充実、小中高校生向けの体験機会の提供などに取り組みます。
	③専門職人材の確保	○医療・福祉、教育分野などにおける専門的人材の確保に取り組みます。
◆施策２－５ 安全・安心に暮らすことができる地域づくり	①高齢者の生活利便性の確保	○JOYBUS（常総市コミュニティバス）や予約型乗合交通ふれあい号をはじめとして、公共交通の利用促進を図ります。
	②地域における支援体制の整備	○地域における見守りや生活支援について検討します。
	③子どもや家庭に対する切れ目のない支援体制の整備	○「教育支援」、「生活支援」、「就労支援」、「経済的支援」を柱として、子どもや家庭に対する総合的な支援に取り組みます。
	④生活困窮者に対する支援の充実	○相談体制の充実を図るとともに、生活困窮者の状況把握や自立に向けた具体的協議ができるネットワークを構築します。
	⑤地域における防犯・防災体制の強化	○自主防災組織の組織化、防災活動の支援、家庭や地域における防犯・防災対策の周知などを行います。
	⑥要配慮者施設に対する支援	○民生委員・児童委員、社会福祉施設、学校、医療施設等と連携しながら、要配慮者名簿の作成、個別避難計画の策定、要配慮者施設における避難確保計画等の策定を進めるとともに、施設等における避難訓練の実施を支援します。

■基本方針－3 たよう（多様）な福祉のまち

➤ 誰もが住み慣れた地域で暮らせる環境づくり



～千ちゃん 地域支援のしくみを知る～



※生活支援コーディネーター：地域のみなさんと協力しながら、暮らしやすい地域づくりのサポートをするボランティアです。生活支援ニーズ(困りごと)の把握や、困っている人と助けたい人のマッチングなど、様々な役割を担います。

施 策		内 容
◆施策３－１ 地域での支え合いを育むつながりの創出	①自治団体への加入促進	○自治団体等が実施する加入促進活動を支援します。
	②地域における見守り活動の支援	○子どもや高齢者の見守りや要配慮者に対する支援に必要な体制づくりを支援します。
◆施策３－２ 自分らしく生活できる環境の創出	①児童虐待予防に対する啓発	○県や児童相談所等と連携を図り、児童虐待防止や早期発見に関する周知・啓発活動を進めます。
	②人権教育の推進	○幼児から高齢者まで多様な人権教育活動に対応できる啓発資料や教材等の整備に取り組むとともに、誰もが気軽に利用できる相談体制の充実に努めます。
	③家庭内暴力に対する支援	○家庭内暴力に関する啓発の充実に努めるとともに、相談体制の充実と窓口の周知を行います。また、被害者の安全が確保できる体制を確保します。
	④障がい者の権利擁護に対する体制の充実	○自立支援協議会を活用し、権利擁護に関する協議を行います。
	⑤ひきこもりの方や家族に対する支援	○民生委員・児童委員等との連携、情報共有を強化するとともに、ひきこもりの方やその家族に対して必要な支援を行います。
	⑥地域ぐるみの支援体制の充実	○地域における見守りや居場所づくりに取り組みます。
◆施策３－３ 犯罪や非行を犯した者の社会復帰の支援（再犯防止推進計画）	①安定した生活基盤形成の支援	○就職及び就労の定着に向けてハローワークとの連携、協力事業所の確保に取り組むとともに、市営住宅の活用や民間事業者との連携を進めます。
	②相談体制の整備	○犯罪や非行等の問題のある人やその家族、矯正施設出所者等に対する相談支援体制を整備します。
	③再犯防止活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	○市内の学校等において、非行防止や薬物乱用防止に関する啓発を行います。 ○保護司の活動について周知を図るとともに、関係機関と連携し、保護司適任者の推薦を行います。
	④国・民間団体等との連携強化等	○公的機関や保護司会などと連携を強化し、保健・医療・福祉サービスなどの情報提供に努めます。
◆施策３－４ 地域福祉環境づくりの充実	①日常生活自立支援事業の活用	○日常生活における福祉サービスの利用援助や金銭管理等を支援するため、日常生活自立支援事業を活用した支援を行います。
	②自立支援に向けた関係機関との連携強化	○ハローワーク、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携し、生活困窮者の状況把握や自立に向けたネットワークを構築します。
	③地域自立支援協議会の活用	○障がい者の意思決定支援等の強化を図るため、障がい者地域自立支援協議会において、権利擁護に関する協議を行います。
	④平和を尊ぶ事業	○令和８（２０２６）年度に戦没者追悼式の開催を予定します。
	⑤犯罪被害者に対する相談・援助の検討	○犯罪被害にあった方に対し、相談窓口の周知など、必要な措置を講じます。



第4期 常総市地域福祉計画（概要版）

発行・編集／常総市 福祉部 社会福祉課

住所 茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3

電話 0297-23-2111（代表）